

参議院建設委員会會議録第十号

昭和四十年三月十八日(木曜日)
午前十時三十八分開会

委員の異動

三月十七日

日高 広為君

村山 道雄君

川野 三暎君

三月十八日

木暮武太夫君

補欠選任

川野 三暎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

安田 敏雄君

稲浦 鹿蔵君

川野 三暎君

熊谷太三郎君

瀬谷 英行君

委員

小山邦太郎君

村上 春蔵君

田中 一君

白木義一郎君

村上 義一君

小山 長規君

國務大臣

建設大臣

政府委員

首都圏整備委員

会事務局長

建設大臣官房長

建設省河川局長

小西 則良君

鶴海良一郎君

上田 稔君

事務局側

常任委員会専門員

中島 博君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○委員長(安田敏雄君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十七日、日高広為君、村山道雄君及び川野三暎君が委員を辞任され、その補欠として岩沢忠恭君、上林忠次君及び木暮武太夫君が選任されました。また本日、木暮武太夫君が委員を辞任され、その補欠として川野三暎君が選任されました。

○委員長(安田敏雄君) 次に、理事の補欠互選についておはかりいたします。

去る十七日、委員の異動に伴いまして理事に欠員が生じたので、その補欠を互選したいと存じます。

互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に川野三暎君を指名いたします。

○委員長(安田敏雄君) 次に、首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。小山國務大臣。

○國務大臣(小山長規君) ただいま議題となりました首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその趣旨を御説明申し上げます。

現下の首都及びその周辺における人口及び産業の集中化が無秩序に進んでおりますが、この対策として、政府においては、ここ数年來ことに公共施設の整備に努力するとともに、他方、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の改正強化を行ない、人口増加の原因となる施設の増設を一そう抑制することとし、あわせて工業衛星都市としての市街地開発区域も、十八地区にわたってその育成整備につとめているところであります。

このような政府あるいは地方公共団体等の懸命の努力にもかかわらず、遺憾ながらなお十分にその効果をあげるに至っておりません。特に最近既成市街地周辺部におきましては、遮断緑地として想定しております近郊地帯をこえて無秩序な市街化が急速に拡大しつつある状態でありまして、こうした既成市街地周辺部の無秩序な市街化を防止し、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地の保全をはかるため、既成市街地の周辺に近郊整備地帯を設定し、広域的かつ総合的な土地利用をはかるとともに、この区域を離れた現在の市街地開発区域を都市開発区域と改称し、従前のように工業都市または住居都市としての機能のみならず、研究学園都市その他の性格を有する都市としても発展せしめることができるものとし、また、これらの地域への産業の分散を一そう推進するた

め、近畿圏における都市開発区域、新産業都市等においてとられてきた地方税の不均一課税に伴う地方交付税の補てん措置をも認めることといたしたいと存するのであります。

これに加えて、現在の首都圏整備計画の内容を拡充し、あわせて工業団地造成事業に関する規定を整備することにより、首都圏問題の解決を強力に推進しようとするものでありまして、これがこの法律案を提案する理由であります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず、首都圏整備の基本法である首都圏整備法の改正であります。第一に、近郊整備地帯を現在の市街地開発区域を指定する場合と同様の手続により指定し、この地域において計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全すべく、公共施設、社会福祉施設あるいは緑地施設等の多岐にわたる整備計画を策定し、その実施を推進することにより、首都近郊の無秩序な市街化を防止しようとするものであります。

また第二は、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏内における従前の市街地開発区域を都市開発区域として、それぞれの立地条件にふさわしい性格の衛星都市として整備し、首都圏における人口、産業等の適正な配置をはかろうとするものであります。

第三には、首都圏整備計画の内容として、電気通信等の通信施設の整備に関する事項あるいは首都圏における広域的な交通通信体系または水の供給体系を整備するために必要な事項を加えようとするものであります。

次に、首都圏市街地開発区域整備法の一部改正であります。第一に、題名を首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律と改め、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備のための法律といたしております。

第二には、首都圏整備計画の実施を確保するため、従前市街地開発区域について規定されておりました建設大臣の都市計画決定上の首都圏整備計画の尊重義務に関する規定を、近郊整備地帯及び都市開発区域においてそれぞれ適用されるものとし、あわせて、この場合において建設大臣が用途地域等の指定をしようとするときは、都県知事の申し出に基づいてするものとしたしております。

第三は、工業団地造成事業に関する諸規定の整備でありまして、同事業は近郊整備地帯及び都市開発区域の両地域においてこれを行ない得るものとするともに、その施行者となり得る者として新たに市町村を加えるほか、近畿圏における工業団地造成事業と同様に、事業の周知措置、土地建物等の先買い、土地の買い取り請求、生活再建措置、事業計画の作成、同事業の施行により設置された公共施設の管理、公共施設の用に供する土地の帰属、不動産登記法の特例その他事業を適正かつ円滑に実施するために必要な規定を設けることとしたのであります。

第四には、都市開発区域への工場誘致をより積極的に推進するため、同区域内における工場の新増設に關し地方税の不均一課税を行なつた場合には、地方交付税法上の基準財政収入額の算定に關する特例措置を講ずることとしたしております。

なお、指定都市につきましては、さきに述べました用途地域等の申し出及び工業団地造成事業に關する事務に關し、指定都市の長をもつて都県知事と同等の法的取り扱いをいたす規定を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び要旨でございますが、首都圏整備の推進が焦眉の急務である事態にかんがみ、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(安田敏雄君) 続いて補足説明を求めます。小西事務局長。

○政府委員(小西則良君) 首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

につきまして逐条に御説明申し上げます。第一条におきましては、首都圏整備法の一部改正をいたしております。

初の第二条第四項及び第五項の改正は、首都圏整備法において使用されております用語の定義の改正でございます。従前の第四項は、近郊地帯に關する定義、第五項は、市街地開発区域に關する定義でございますが、提案理由説明の際に申し上げました趣旨にかんがみ、それぞれの規定を、近郊整備地帯及び都市開発区域の定義に改めたのでございます。

第十七条関係の改正は、首都圏整備委員会事務局の計画第一及び計画第二の所掌事務に關する技術的改正でございます。

第二十一条関係の改正は、首都圏整備計画が基本計画、整備計画及び事業計画の三種類からなつておりますうちの整備計画の内容の拡充に關するものであります。従前は既成市街地、近郊地帯及び市街地開発区域について定められておりました事項を、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域について定めるとし、これにその重要性にかんがみ、電気通信等の通信施設に關する事項を新たに加えたものでございます。

また、同条同項第二号のほうは、従前は、既成市街地と市街地開発区域間あるいは市街地開発区域区域相互間の道路等の交通施設の整備に關する事項のみを掲げておりましたが、首都圏における交通通信体系あるいは水の供給体系を広域的に整備することの必要性にかんがみ、このように改めたのでございます。

あわせて、同条の第三項と第四項の間に新たに第四項を挿入いたしまして、整備計画において公害防止について適切な考慮が払われるべき旨を明記したのでございます。

第二十四条から第二十六条までを全部改正いたしておりますが、従前の第二十四条は市街地開発区域の指定に關する規定、同じく第二十五条は市街地開発区域内における小中学校の施設に對する国の補助の規定、同じく第二十六条は市街地開発

区域の整備に關する法律の規定でございます。

これを新たに、第二十四条は近郊整備地帯の指定に關する規定に改め、首都圏整備委員会は、既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することができるとし、その指定の手続は従前の市街地開発区域の指定の際と同様のものとしたのでございます。

第二十五条は、都市開発区域の指定に關する規定でございます。従前の市街地開発区域の目的が工業都市または住居都市として発展させることを適當とするものに限定されておりました。また、その配置も既成市街地の周辺地域とのみ規定されておりましたものを、一つは、開発目的を研究学園都市など工業都市または住居都市のみに限定せず、かつ、一方では、その配置を既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域と明確にいたしました。衛生開発都市としての性格を明らかにしたものでございます。

なお、念のために申し添えますと、従前の第二十五条の国の補助の規定は、昨年の第四十六国会におきまして、義務教育諸学校施設費国庫負担法が改正されました結果、同条に規定いたしておりました特例が全国的に認められることとなり、現在ではすでに死文化いたしているものをこの際整理した次第でございます。

第二十六条は、工業団地造成事業その他の整備手法を近郊整備地帯及び都市開発区域の両地域にわたつて適用せしめるため、現在の首都圏市街地開発区域整備法の対象範囲を拡大しようとする趣旨でございます。

次に、この改正案の第二条におきましては、首都圏市街地開発区域整備法の一部改正をいたしております。

まず、先ほど申し上げました趣旨にかんがみ、題名を首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律と改めることとしたてております。

目次の改正は、技術的なものでございます。第一条関係の改正は、目的の改正でございます。先ほど申し上げました趣旨を体したものでございます。

第二条関係の改正は、この法律において使用されております用語の定義の改正でございます。技術的なものでございます。

第三条関係の改正は、従前市街地開発区域におきましては、建設大臣は首都圏整備計画に従つて都市計画を決定すべき努力義務を課せられていたものであります。これを近郊整備地帯及び都市開発区域の両地域においてその適用があるように改めるとともに、同条に第三項及び第四項の二項を新たに追加しまして、これらの地域において建設大臣が首都圏整備計画に従つて都市計画を決定しようとする場合におきましては、建築基準法に規定しております用途地域等の指定は、市町村の申し出を待たずして都県知事の申し出に基づいて行なうこととし、他方、都県知事がその申し出をしようとするときは、関係市町村の意見を聞かなければならないこととする旨の特例を設けたものでございます。

この特例を設けることにより、首都圏整備計画に基づいた合理的な土地利用の確保をはかることにも、地元市町村の利害の調整をも十分に考慮しようとする趣旨でございます。

第四条関係の改正は、工業団地造成事業を施行することができるとする地区の要件に關するものでございまして、工業都市として発展させることが適當な都市開発区域はもとより、近郊整備地帯の中でも整備計画により工業市街地として整備することが適當な区域におきましては、計画的に工業団地の造成が行ない得るものとしたのでございます。

第七条関係の改正は、工業団地造成事業の施行者となり得べき者として市町村を加える趣旨でございます。

第二章第三節の節名の改正は、次に述べます土地の先買い等の規定が同節に加わることに由る技術的なものでございます。

第十四条の次に三条を加える改正規定は、新たに加えた第十四条の三の土地建物等の先買の規定を設けたことから、そのために必要な第十四条の二の周知措置あるいは第十四条の四の土地の買取り請求を認める規定が関連して追加整備されたものでございまして、これらの規定は、首都圏の工業団地造成事業と全く同様の性格の近畿圏の工業団地造成事業あるいは類似性格の新住宅市街地開発事業にも設けられているものでございまして。

第十七条の次に一条を加える改正規定は、工業団地造成事業の施行に必要な土地等の提供者の生活再建措置について、施行者の努力義務を明記したものでございまして。

第二章第二節の次に一節を加える改正規定は、従前首都圏の工業団地造成事業につきましては、事業計画の作成等が法定されていなかったものであります。後、御説明申し上げました公共施設の管理の引き継ぎ、あるいは公共施設の敷地の帰属の規定を加えることと、あらかじめ、これらの管理者等との協議を行なう必要が生じてまいりましたので、今後は事業計画を作成することとし、処分管理計画につきましても若干の技術的改正を加えまして、この両計画を一節に取りまとめたものでございまして。

第十九条関係の改正は、従前事業計画が法定されていなかったため、工事が完了したときは施行者がみずから公告しておりましたものを、事業計画と適合した工事であるかどうかを判断した上で行政庁が行なうこととしたものでありまして、これもあとの公共施設の引き継ぎ等と関連した改正でございまして。

第二十条関係の改正は技術的なものでございまして、同条の次に二条を加える改正規定は、工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理者を明確にするにとり、事前に事業計画及び処分管理計画で協議が成立している公共施設の管理者となるべき者は、その公共施設が事業計画に適合している限り、その引き継ぎを拒むことが

できないものとし、あわせて、公共施設の用に供する土地の帰属につきましても、事業施行前の公共施設の敷地と事業完了後のそれとがいわば交換されるというたてまえといたしておきます。

第二十一条から第二十六条までの間の改正は、技術的なものでございまして。

第二十七条の次に一条を加える改正は、工業団地造成事業に關して書類の送付ができない場合に、その内容を公告することをもって送付にかえ得る趣旨でございまして。

第二十八条関係の改正は、事業計画を法定したことに伴う技術的改正でございまして。

第二十九条関係の改正は、施行者として市町村を加えたことに伴う技術的改正でございまして。

第三十条の次に二条を加える改正規定は、第三十条の二におきまして不動産登記法の特例を、第三十条の三におきまして政令への委任の規定を、それぞれ設けたものでありまして、工業団地造成事業が何ぶんにも広い面積にわたる権利移転、地目変更、合筆、分筆等を伴うものであることにかんがみ、政令で特別の登記令を受けることができるものとすべし、公告の方法なども政令で定めることができるものとすることを定めてございまして。

第三十一条から第三十三条までの間の改正は、技術的なものでございまして。

第三十三条の次に一条を加える改正規定は、いわゆる地方税の不均一課税に伴う特例措置でございまして、都市開発区域内における工場の新増設に關し、不動産取得税または固定資産税の軽減課税を行なった地方公共団体につきましては、地方交付税法上の基準財政収入額の算定に關する特例措置を講ずるものとす、これによって、都市開発区域への工場誘致の推進をはかることとする趣旨でございまして。

第三十四条及び第三十五条関係の改正は、技術的なものでございまして。

第三十五条の次に一条を加える改正規定は、地方自治法上の指定都市、首都圏におきましては現

在は横浜市のこれに該当いたしますが、これにつきましては大都市としての性格上、都県知事が処理することとされている事務をその市長に処理させる特例を設けたものでございまして。

第三十九条の規定は、土地建物等の先買の規定に違反した者及び造成工場敷地に關する権利処分の際に虚偽の承認申請をした者に対する罰則でございまして。

なお、念のため申し添えますと、以上御説明申し上げました改正規定のうち、工業団地造成事業に關するものほとんど全部が、昨年御審議いただきました近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律の規定とその平仄が合うように整備いたしましたものでございまして。

次に附則について御説明申し上げます。

第一項は、この改正法の施行期日についての規定でございまして、この改正法の一部は公布後三月以内に、また他の一部は公布後一年以内に、それぞれ政令で定める日から施行することとしたしております。その区別は技術的にきわめて微妙でございまして、大別いたしまして、早急に規定を整備することを要し、かつ、準備も比較的容易な工業団地造成事業に關する改正規定は三月以内に施行し、計画の策定あるいは区域の設定に慎重な検討を要する近郊整備地帯等に關する改正規定は一年以内に施行する趣旨でございまして。

第二項から第四項までは、この改正に伴う経過措置については、この改正法が実際に施行されるまでにつきましては、この改正法が実際に施行されるまでの間に、首都圏整備委員会が、改正後の規定の施行の準備のために、計画の改定あるいは区域の指定等に必要なる諸手続を改正後の規定の例により取り進めることができるものとす、他方、従前の市街地開発区域がそのまま都市開発区域として存続させる場合の手続の簡略化の特例について規定したものでございまして。

第三項及び第四項は、この法律施行の際現に施行されている工業団地造成事業についての経過措

置を規定したもので、きわめて技術的なものでございまして。

第五項から第十項までは、以上の改正に伴う関係法律のそれぞれ一部改正の規定でございまして、第五項の都市計画法、第七項の地方自治法、第八項の建設省設置法及び第九項の租税特別措置法は、いずれも字句修正等の技術的改正でございまして。

第六項の公有水面埋立法の一部改正は、工業団地造成事業の施行による小規模な埋め立てについての同法の適用除外及び埋め立て地の帰属の特例につきましまして、近畿圏の工業団地造成事業と同様の趣旨の改正を加えたものでございまして。

第十項の水資源開発促進法の一部改正は、首都圏整備計画において水の供給体系の整備に關する事項をも策定することとなったことにかんがみ、水資源開発基本計画との調整をはかるためのものでございまして。

以上、簡単に申し上げますが、首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案につきましまして、逐条に御説明いたしました次第でございまして。

○委員長(安田敏雄君) 本案に対する質疑は、後日に譲ります。

○委員長(安田敏雄君) 次に、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対し御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 昨年の新河川法の改正のときにも、新しい計画事業というものを明示せよという要求を五カ年計画ができたことに対しては、約束を守ったとして当然だと思っておりますが、そこで、この計画の策定までの間に、おそらく建設当局、いわゆる治山治水を担当する部局としては、これだけでは足りない、かくかくの方針が望ましいのだという原案をお持ちだったと思うのです。最初にそれを説明していただいて、そうして財政上の問題そ

の他の理由によつてなぜこうなつたかという点について、もしも簡単な資料でもあれば、要求された原案、それから調整されて今日になつたという時点における経過ですね、これを伺つておきたいと思ふのです。

○政府委員(上田稔君) お答え申し上げます。

私どもは、この新しい河川法が成立をいたしましたので、その新しい河川法の趣旨は、水系を一貫して治水を行なうということがもたされておるわけでございますが、水系を一貫して、区域ではなくて全体の川をながめて、そして改修をするという計画を立てたわけでございます。そして、もちろん砂防も、それに合わせて砂防工事計画としていくということでも計画をいたしました。そして、その全体といたしまして日本の川というものをどうするかということからスタートをいたしましたわけでございます。そういうふうにして、まして、たとえば三十町歩以上の想定はらん面積のあるところは堤防で守る、そしてそれ以下でありまして、家が密集をいたしておるとか、あるいは重要な工作物のあるところは守つていく、こういう考え方で長期計画というものを作成をいたしましたわけでございます。その長期計画を日本の現状から見て、いままで農業中心でありましたものが、これから産業中心に変わっていくというふうなことから考えまして、そして諸外国等への製品の輸出ということを考えていかなければいけない。それにはやはり諸外国との値段の問題なんかも十分に考慮していかなければいけない。それには工業の立地条件なんかも考えていかなければいけない。ところが、日本の国は非常に災害が多い。非常に災害が多いということは、せっかく工場ができて、また住宅ができて、これが非常に被害で、いままでせっかくつくつたものがすぐにだめになつてしまふことになる。こういうことでは立地条件も変わってくる。また、住民の生活も、戦後非常に衰えておつたけれども、これはやはり欧米並みの目標に持つていかなければいけないということで、そういう計画を、

大体二十年以内にこれをやり上げていくというふうないかというふうな構想を描いたわけでございます。それに基きまして、第一期の五カ年計画として新河川法に基づいた治山治水計画を立てていくというので、一兆五千四百億というものを描いたわけでございます。しかしながら、日本の経済状況というものが高度成長からだんだんと安定成長に向かいつつあるというふうなことを考え、また、いろいろな日本の経済の動きというものをから見て、いま少し、一兆五千四百億を急に、つまりいままでの予算から、前期五カ年の治水事業をやつておりました四兆億の予算に比べて、急に伸ばしていくという点において少し無理があるのではないか。また、たまたま中期計画というものはお立てになつておりますし、中期計画では非常に少なく見られておるわけでございますが、これを修正を——修正といひますか調整をしていただきたまは、そして一兆一千億という線に押さえていただいたわけでございます。ただ二十年の長期の夢というものは、それに向かつて進んでいくという考えでございます。

○田中一君 この積算の裏には、具体的な対象が明らかにしたと思ふのです。これはどうなんですか。大体できておるんでしょう、それは。

○政府委員(上田稔君) この五カ年計画につきましては、ただいま申し上げましたように、長期計画というものを立てておるわけでございます。これの目標をどこに置つか。結局、治水といひますけれども、何年洪水といひますか、どの程度の洪水を対象にして国を守つていくかという点において規模がきまつてくるわけでございます。たとえば二百年に一ぺんあるような洪水を対象にするのか、あるいは三百年に一度あるようなものを対象にするとか、あるいは五十年ぐらゐのものを対象にするとか、あるいは五十年ぐらゐを対象にするとか、いろいろ、それによつて目標が変わってくるわけでございます。そして国土の安全性というものがそれによつて変わってくるわけでございます。

す。しかし、日本の国の、大体、最近に出ておる洪水から見て、長期構想というものを重要水系については、少なくとも五十年以上の洪水というものを対象に見ようじゃないか。既往の最高水位といつておられますが、既往といつても、明治以前のもは入つておりませんので、明治以降のものでございまして、その既往の最高水位、これを統計的に直してみますと、大体、日本の重要水系は、五十年に一度以上のものが出ておるわけでございますが、私どもは、これを計画の対象にいたしましたわけでございます。そしてそのほかのものの洪水、といひますと、統計的でもつていきますと、大体、三十年に一度以上、それよりもちよつと高い高水量になるわけでございますが、それを対象に計画をしておるわけでございます。それからそのほかの、今度は水系でございますが、それは、やはり明治以降の第二の高水量を対象に計画をいたしたわけでございます。そういうことを対象にしてこの構想をつくつたわけでございます。そして一本一本積み上げてまいりますと、大体、約十兆程度の工事になるわけでございます。

○田中一君 ちよつと、資料もあると思うから伺つておきますが、三十五年度の災害復旧費は幾ら使いましたか。それから三十五、六、七、八、九年と、過去五カ年間の災害復旧費はどのくらい使つておりますか、年度別に、ちよつと御説明願ひます。それから三十九年度、三十九年度の新規災害というものは幾ら積み上げておるか。これは、むしろ、治山治水関係といひながら、建設大臣が担当しておる治水関係だけでもけっこうです。

○政府委員(上田稔君) 現在、手元の資料でいきますと、三十七年、八年、九年につきましたは、ちよつともう少し、これ不足であると思ひますが、それで申し上げたいと思ひます。

三十七年につきましたは、直轄の河川等の災害復旧費につきましたは三十八億五千一百万円、補

助のほうは三百九十一億七千二百万円、それから三十八年災害は、直轄は二十八億一千一百万円、補助のほうは四百五十二億九千八百万円、三十九年度は、これは、十一月ですから、十月ごろの資料じゃないかと思ひますが、ちよつと古うございしますが、全部入れまして、いま覚えております範囲では、七百億近くあつたと思ひます。

○田中一君 いま三十九年度の新規災害が六百三十九億、国費で四百九十八億ということになつておりますが、最近、昨年、一昨年度の災害はわりあい少なかつた。新規災害は少なかつた。それだけに財政当局は、全体の災害復旧という面と、現在の河川の保全という問題は、原形復旧という災害復旧の問題と、改良を加えた新しい治水計画を持つておるわけなんです。ところが、災害が減ると、当然これは治山治水費というものは増大されなければならぬ。ところが、逆に減る傾向がある。これは小山建設大臣に伺つておきますが、河川局では、全国的に直轄河川あるいは補助河川等について、ことに今回の指定された一級河川十五水系というものが、どこにどのような集中豪雨なり台風が通過すると、このぐらゐの災害になるのだということがわかつておるはずなんだ。全部わかつておるはずなんです。そしてただ単に何年災何年災という、何年災を、五十年なら五十年前の災害をもとにしてあつたかどうかという計画でなく、全体に対してはどうしても必要な額というものはもう積算されるはずなんです。これは力関係で、去年は災害復旧費が少なかつたからといって今度は回わしてくるなら別ですけども、今度は逆に減つてくるのです。したがつて、もういままでの治山治水計画というものは災害待ちの計画なんです。早く災害があつてくれればよいというものが、おそらく河川局の治水行政のほんとうの腹の中の願ひだと思ふのです。当然集中豪雨なり何なりあれば、これは必ず破堤するのだということがわかつていながら手が出ない。私は、今回の新五

カ年計画が、もとの底からほんとうの、治山治水を担当する主管者のほんとうの技術的なあるいは

見通し等の積み上げからくるものではないのではないかと疑念を持っておるわけなんです。たとえば、一つの水系をとつても、新しいあの水系のどこそこ集中豪雨が降った。そうすると破壊する箇所はわかつていふのです。わかつていないような河川局じゃ、これは技術屋と言えませんが、当然わかつておるはずなんです。それを守るのが災害を未然に防ぐということであつて、先行投資はそういう形で行なわなければならぬわけなんです。ところが、補助河川にいたしましては、直轄河川にいたしましては、ただ単に公共土木費としての復旧費だけでなくて、国民に大きな生命財産の流失という大きなマイナスを与えながら、ようやく復旧費というものを、災害復旧という費用が積み上げられ、そうしてそれに対して治水治水費というものが積み立てられてくるというものは、歴史的な事実なんです。むしろその中には、地方行政の面から見て地方にもいろいろ業者がいます。コンサルタントに仕事が出てくればその業者も潤うわけなんです。決して悪いとは言いません。やはり地方産業の振興面から見ても、あるいは、この河川は災害がないからといって、かりに建設業者にしても、だれもいなくなつてしまつたら、何かあつた場合にどうにもなりませんから、あつたつていいと思う。その一つの企業を育成する面においても、いいと思う。しかしながら、災害というものと治水治水というものが、災害という歴史的な事実から見て、かくかくするんだというものでないという気象状況であることは、最近の十一年当たりの経験から明らかにわかつておるわけなんです。それが、この程度の新五カ年計画では、私どもは期待ができないわけです。ただ単に、災害復旧という、災害費を見た場合に、災害復旧費が入るから、これより上回るんだ、治水治水費は上回るんだ、こういうことを財政当局は考へておるかも知れぬけれども、これには、加えて国民の大きな犠牲の上に立つて仕事ができるということになりますと、私は建設大臣がこの程度の

計画で納得することはあつてはならぬと思うのです。その点、ひとつ建設大臣のいままでの予算は、これはあなたがつくつた——いや、前の連中が一応積算しておいたものだったな、これは。しかし、心がまえとしては、そうであつてほしいと思うのです。これは実際にそういう積み上げからきておるんです。いわゆる災害待ちの治水治水行政であると言ひたいわけなんです。

○国務大臣(小山長規君) いまおっしゃつたことは、よく趣旨はわかるのであります。むしろ河川の当局としては、守るべき堤防、つくるべきダムというものが、どこどこになければならぬということ、先ほど局長が御説明しましたように、二十年間には全部の河川を守り切るという構想を描いておるの、すなわち、各河川ごとに脆弱な堤防、あるいはダムをつくるべき場所、砂防をするべき場所があるということとを前提としておるわけでありまして、そこで、それはそれじゃ一挙にできるかという、これは資金の關係がありましてできないことは、御了承願ふと思ひますのであります。そこで、その二十年というものを四期に分けて五カ年ずつやつていこうという計画を立てておるわけなんです。そこで、先ほど申しましたように、今度の新規五カ年計画については、まず一兆五千億でスタートしようということからいたしまして、いま申し上げたように、まず重要水系のかくかくの場所はどうかしてもやつておく必要がある、あるいは補助河川その他についても、まずこの程度のものはどうしても必要であるということから、一兆五千四百億という積算、積み上げをしたわけなんです。ところが、一方において、例の中期経済計画というものがあつて、中期経済計画においては、総投資が五カ年間にわたつて十七兆八千億ということになつておる、それから治水については九千億だ、この制約が一つ出てきたわけでありまして、その制約がある程度打ち破りまして、一兆一千億というものは、たしか今度の中期経済計画に直しますと一兆二百億ぐらいであつたと思ひますけれども、千二百億

ばかりオーバーした分は、あとでまた御質問があれば申し上げますが、予備費でまかなうという制度をとりまして、一兆一千億という計画をつくつたわけなんです。したがつて、いまおっしゃいましたように、台風災害がくれば堤防が破壊し、結局災害復旧になるのじゃないかということをおつしやることは、要するに、二十年間でやるべきものについて、建設省としては現在のところ、現在の人口、産業の配置からいへば、重点順に五カ年計画でやつていくわけですが、重点順に五カ年計画でやつていく以外に、集中豪雨がきたということがあります、当然、当然といひます、残念ながら災害復旧とならざるを得ない、そういう面は出てくるわけでありまして、災害が来てから初めてやることになるのじゃないかというお話にはなりますが、やはり治水計画を立てるとなると、二十年間後に成達すべき完成図を描いておいて、そしてその中の人口、産業の配置その他からいって、一番重要なところからまず手をつけていこう、そして、その金額は財政当局との、あるいは日本の経済の許す範囲ということになつてきますと、勢いその中のいわゆる四分の一ですか、数字の上においてははもとよりと下でありまして、順序を立ててやつていくというところにならざるを得ない。その結果、それ以外のあるところ集中豪雨などがまいりますと、破壊が起る、あるいは災害が起る、こういうことになりまして、日本のいまの経済の実情からいって、どうも避けがたいことであるような感じがいたします。

○田中一君 やむを得ないというのですね。そうすると、もう一つ伺ひますが、一体この新五カ年計画の期間中に、計画の中に、大体災害はどのくらいに想定しているか、これは百年、八十年、五十年、三十年とかいう計算、災害の想定があるわけですか。おそらく災害というものがくるのだという前提で考へられていると思ひますが、その想定はどうなつておりますか。

○政府委員(上田稔君) 過去十カ年の被害額の平均でございまして、これが毎年千九百億ぐらいのものがあるのではなからうか——これは一般被害も入れての計算でございまして、あるわけでございます。これをどの程度に減らすかということでございますが、今後五カ年やりまして、この平均被害額を一千億程度にいたしたいというのを目標にしているわけでありまして、一千億が一千億ぐらいいました。

○田中一君 過去十カ年の実績から見ても、毎年千九百億というのは、これは事業費としての千九百億ですか、それとも全体の富というものがそれだけなくなるという前提のものなんですか。

○政府委員(上田稔君) この千九百億というのは、一般被害を入れてでございます。すべての災害といひます、河川による災害を全部入れてでございます。

○田中一君 この中のあれば、そのうちの公共土木費、そのうちの国費、補助費、どのくらいに分けられますか。全体の被害を千九百億と推定というか、実績でしようけれども、その中でも、そのうちの公共土木費というのは、国費でどのくらいになるのか、国費というのか、国費というよりも、被害としても、災害としてもいいけれども、どのくらいになります、事業費として。

○政府委員(上田稔君) 千九百億の一般平均被害額のうちで、公共土木被害額というのは大体七億程度でございます。

○田中一君 これはいままでの実績ですね。

○政府委員(上田稔君) そのとおりでございます。

○田中一君 そうすると、災害があると必然的に金が出てくるのです。かりに今度の新五カ年計画でもつて九千億の被害が減つてくるといふならば、もつとこれは先行投資すべきなんです。本年度の予算がずいぶん窮乏だと言つておられます。言ひながら減税をやつていふ。多少の減税をやつていふ。減税は、実質的に国民経済から見た場合には増税になつておる。中期経済計画だった

な、あれにしても、そういう計画にしても、単なる数字の積算であつて、いままでの所得倍増計画というものが失敗したとは言にくいから、そのひずみを直すということを言っておくけれども、事実失敗しておるのです。公共災害において、ことに河川を中心の災害において、一番被害を受けるのは、非常に下積みの人たちがわりあい多いわけなんです。それを守るには、災害がないときこそ大幅に、当然七百萬なら七百萬という公共土木費の事業費が要るのだつたら、これは七百萬というものを加えたつていいではないか、そして七百萬じゃあと災害があつたら困るというなら、年々減少するはずなんだから、新しくその半分の三百五十億というものをプラスして災害のないときには積み上げていくというふうな、二十五年計画を十五カ年でやるのだ、十五カ年計画というものを十年で一応やるのだという感じがなくなつては、社会不安なり、災害によるところの生命財産を失ふことが多いわけなんです。そういう積算がなされないで、財政当局から押しつけられて、去年災害がなかつたからいいじゃないかという調子でもつてやられたんじや、国民はたまらぬわけです。私はこの程度のものじゃ納得できないですよ。いろいろ内容も変わつてきていますよ。河川改修、ダム、砂防、この三つの事業の区分からいっても、原因となる砂防事業というものは、相当大幅に伸びています。伸びているけれども、この程度じゃだめです。えてしてこれは——小山建設大臣の郷里には大淀川という川がある。私はこの間行つてみて、まだまだ足りないです。あの程度でもつて、台風常襲地帯の大淀川が、まだまだ水系として見た場合には、ひどいところがたくさんありますよ。私はね、この数字が出たら納得したという形を建設省がつていっているのはおかしいですよ。もう少し要求すべきであるということなんです。昨年度の災害が、国費で四百九十八億ほど減つておられますね。また年々、砂防施設が完全なところは災害は皆無です、全然何もないです、ほんとうに。これは災害があるたびに現地視察

に出ていきますけれども、ありませんよ。こういう点から見ても、今回この新五カ年計画で行なうとする河川、ダム、砂防のこの区分の予算づけなどは、まだまだ砂防に足りないです。砂防はこれはもとです。土砂、石などの流出から起こる災害が非常に多いわけなんです。この前期の——前期というが、いままでの治水事業十カ年計画の当初に、当委員会は猛烈にこの計画に対して意見を主張いたしました。そして日本に一万以上あるといふわゆる河川に、一本ずつの砂防ダムくらいはつくりろじやないか、土砂の流出を避けるためにつくりろじやないかというので、これは実行しているはずでありますけれども、これは今日まで、過去五カ年間で何本くらいやりましたか。流出が一番原因なんです、支流の。だから支流砂防というものをやつていくじやないか……。何本くらいこれは完成しましたか。これは本数でいいますよ、金より。

○政府委員(上田稔君) 年間約二千五百溪流くらいです。そのうちで完成をいたしておりますのが、半数くらい……。

○田中一君 二千五百、河川の……。

○政府委員(上田稔君) 約二千五百溪流でございます。

○田中一君 これは一本を言っているのですか。一溪流一本ということになっているのですか、これはどうなつています。

○政府委員(上田稔君) これは溪流の性質によつて変わつておりますが、一溪流に二カ所やつておるところもあります。

○田中一君 そうすると、これは計画が二千五百ということは、これは二千五百溪流でいいんです。そして千二百五十、半分が完成している、これでいいわけですね。ある溪流については二本やつていふところもある、三本やつていふところもある、こういうことですね。全体的にこのかつての十カ年計画が出されたときに、それは猛烈な抵抗をやつたものです。抵抗というが、是正をやらしたので。これは多分村上君のときだったか

な、建設大臣が。それは猛烈です。これは華党一致です。そんなことや災害は守れぬぞと言つて。それで何つてみると、たしか河川は約一万本だったかな、支流を入れて、いわゆる河川と称するものは、そのうちの二千五百本程度に事業を行なおうとして、過去五カ年間に……。そして完成しているのが千二百五十本、これは配分が間違つていふと言わなければならぬです。なぜ砂防事業といふものを重視しているか。今回のこの新五カ年計画ではどのくらいを見ているのです。残つていふのは、年間に二千五百本やつていふとなると、幾らになりますか、五カ年です。一、二万二千五百溪流といふものがもう仕事をしておるのだといふことになるのです。そして完成していふのは千二百五十本ということになるんです。年間と言いましたね。二千五百本といふのは。本といふことばでいいか……。

○政府委員(上田稔君) 毎年着工いたしておりますその溪流の数が二千五百溪流でございます。そのうちで、その溪流の中には一本のいまの砂防ダムをつくつておるところと、あるいはまた、二カ所ないし三カ所同時に着工している溪流もあるわけでございます。そういうものの中で約半数が毎年その本数としてでき上がつていくわけでございます。しかし、その溪流としては、土砂の流出がいままでもうすで多くて、山が荒れておるといふために、非常に流出量が多いために、その一つの溪流においても、多いものは十本、十カ所のさういふ堰堤をつくらなければいけないというふうな溪流もあるわけでございます。それで、砂防といたしましては、さういふ何と云いますか、流出土砂の多いものからひとつ堰堤をつくりまして、それが減ばいになるまでの間時間があるわけでございますが、さういふものを見つづ、全国的には砂防堰堤をつくつていっているわけでございます。しかし、その重点としては、たとえば夫井川がだんだんと形成されさうなものであるとか、あるいはまた下流が非常に重要地域であつて、

河川に流出土砂が多くなるといふへんなような溪流を選定をして、そして工事をやつておるわけでございます。

○田中一君 これはかつての十カ年計画の前期五カ年計画を策定するにあつた時の当委員会の約束と違ふのですよ。われわれは、何といつても早急に、たとえば一本じゃ効果があつて、二本がいいというものがあつたらやつたらいい。しかし、大体において本流に流入する土砂を何とかして治めなきゃならぬといふところから、各河川の支流に一本の堰堤をつくれ、さういふことを要求して、それを実行しようとしていふのです。しかし、完成したのは五カ年間で千二百五十溪流なんといふことになる、していいいふことなんですか、結局。私は、治水行政といふものが政治的に非常に歪曲されてくる危険を多分に感じているのです。しかし、よく政治的にひっぱられるならいいですけれども、悪い意味でやられたのじやない、あまり人間が住んでいないところに危険があるものですから、うっちゃつておいて、結局災害待ちといふことに極言せざるを得ないのですが、千二百五十本くらいじゃ、一体どうなるのですか。これは約束が違ひますよ。

○政府委員(上田稔君) ただいま申し上げました二千五百溪流というのは、一年間に手をつける溪流数が千二百五十溪流でございます。五カ年間でございまして、その五倍になります。延べでいきますと五倍になるわけでございます。

○田中一君 だから完成はさうなんです。その半分の千二百五十と言つておられますが、毎年毎年完成しておりますか。そうすると、一河川に砂防施設のないところ。完成したところと完成しないところと数字を資料で下さい。後期五カ年計画の残りの半分を手をつけようじやないかということになつて、われわれは了解しているのです。少しも実行していないといふことになるのです。これじゃ一体何本あります。河川と称するものは、一万幾らあつたかな、総計でもつとあつたかな。

○政府委員(上田稔君) 先生がいま言われました一万一千から二千くらいでございますが、これは準用河川以上の河川数でございます。それに上流で溪流というものは、沢がありますと、それが全部溪流になるわけでございます。またまたその数より以上のものになるわけでございます。

○田中一君 どれくらいあるか。

○政府委員(上田稔君) ちょっといまここに手元を持っておりませんので、あとで調べて御提出いたします。

○田中一君 そこで、これだけの計画では不十分と言いたい。それから一級河川は、先般一応決定しました。その十五水系というものを中心に考えて見て、当面の直轄河川としてどのくらい投入する計画ですか、五カ年間で直轄河川に対しては。

○国務大臣(小山長規君) 一級河川を五カ年間で幾ら直すかという御質問なんだと思いますが、私もどもしましては、全部やりたいと思っております。

○田中一君 全部じゃ足りないですよ。ここに区分項目になっているのは、河川改修費とダムの施設費——これは多目的ダムでしょう。それから砂防施設をやった場合には、その程度じゃ全部やれっこない。だから幾らに分けているかという事です。何したいのは、事業費が幾らで補助費が幾ら、補助河川が幾ら、そのうち、今回の一級河川については、何十%くらい計画が遂行できるかということですよ。全部やるつもりでできませんよ、こんな金じゃ。

○政府委員(上田稔君) 私どもは、一級水系、今年度きめていただきました十五水系というものにつきましては、これは予算上の水系でございますので、これは一級水系というものは五カ年間に十五本でしましというふうには考えておらないので、ただいま大臣がおっしゃいましたように、すべて直轄水系というものは、していただきたいというふうに考えておるわけでございますが、そういう意味におきまして、現在の一級水系に、五カ年間でどれだけかということについては、ちょっと資料がございませんし、まだ十分にそれだけのものは

いまいちちょっと持ち合わせておりません。ただ私どもは、五カ年間に置きましては、重要水系、つまり非常に被害を与えることが大きい水系につきまして、これに重点を置いて工事を施行していきたい、それについては百水系を目標にして考えているわけですね。それは全体の約半分以上というものを投入をいたしたい、こういうふうには考えております。

○田中一君 しかし、四十年で予算の上において、直轄河川がどのくらい、それから補助河川がどのくらいという金額はわかりませんか。四十年の計画のそれをちょっと知らせてください。私の手元にある資料についてみても、千三百三十七億、河川が、事業費八百五億、国費として五百二十七億という数字、これは正しいのですか。ダムが、事業費二百五十八億、国費百九十九億、砂防が、事業費二百六十八億、国費百九十三億、これは正しいのですか。こういう振り分けをしているんですが、私の申し上げる数字は正しいですか、それを中心に質問しますが……

○政府委員(上田稔君) ちょっといま合計がしてありますので申し上げかねるのでございまして、治水につきましては、四十年におきましては……

○田中一君 千三百三十七億。

○政府委員(上田稔君) 事業費にいたしまして四百三十億、補助につきましては三百七十四億、これが河川の事業費でございます。

○田中一君 合計八百五億になるのでしょうか。

○政府委員(上田稔君) 合計でございますか。合計は、ただいま先生にお出ししております資料で、四十年度治水事業予算、事業費、河川、ダム、砂防、建設機械を入れますと千三百三十七億でございます。

○田中一君 そこで、このうちの直轄分と補助分をちょっと知らしてください。

○政府委員(上田稔君) ただいまちょっと合計させていただきます。

○田中一君 委員長、それも資料出してくださ

い。少し資料が足りないよ。少し調査室に必要な資料をつくらして要求してください。

○委員長(安田敏雄君) 承知しました。そうしますと、河川局長、一千三百三十七億一千七百万の内訳の直轄、補助の内訳、それを河川別、ダム別、砂防別、建設機械別に分けた資料を出してもらいたい。

○政府委員(上田稔君) 承知いたしました。提出いたします。

○田中一君 小山さん、大淀川のところは砂防はあまりやっていないね。ほくはすつこの間歩いてきたのですが、あれじゃだめですよ。少し持っていかなければ、ほんとうに砂防は。やっているとところはありますけれども、少ない。あの大淀川の被害というものは、もう宿命的に、あそこへ、四回へ上陸したらくるものだというふうにあるから、四回上陸したらくるものだというふうにあるから、四回上陸したらくるものだというふうにあるから、四回上陸したらくるもの……

○国務大臣(小山長規君) 大淀川につきましては、やはり被害の多いのは下流の高岡以東、それから国富の支流の綾北、綾南側の流域が一番多いのでございまして。

○田中一君 私ども、やはり災害は、集中豪雨があらうとも台風がよるとも、土砂の流出、土石の流出がないと災害は相当守れるはずなんです。したがって、砂防施設だけはどうしてもやってくれ、一溪流でもかまいません、一本ずつだけでもとにかく入れてくれ、こう言って再三再四要求して今日まで十年間きいてるわけなんです。いま何って、これも資料として出していたらダメなけれども、足りないと思うのですよ。そこで全体の計画の策定は、過去五十年間の、五十年前から今日までを中心としての災害というものを予想しながらつくっているということを言っていますから、それも一つの見方でしょうけれども、ただ、災害がなかった場所にも一本入れなさいと

いうのです、これは。全然水源がない金山じゃ、やる必要ございませんけれども、あなた方は良識でわかっているはずですから、そうせぬと必ず大きい災害になる。で、直轄河川の十五水系、これに対してはどういう心がまえを持っておるのですか。砂防施設を施行しようという計画はどの程度に持っているのですか。

○政府委員(上田稔君) 先ほど申しましたように、五カ年計画におきまして、十五水系というものを特に計画として進めておるというのではなくて、重要水系というもののについては考えておるわけでございます。そして砂防につきましては、溪流砂防、予防砂防というものでございまして、これも十六年ぐらいでひとつ完成をしようじゃないかという考え方を持っておるわけでありまして。そうして荒廃砂防でございますが、これは十三年ぐらいで完成をしよう。それから地すべり対策事業というものは、これもやはり十三年ぐらいで完成をしよう。こういう計画で長期計画、長期構想というものをつくっているわけでございます。

○田中一君 今度の法律で書いてある新五カ年計画、あれ、十カ年計画、二十カ年計画というものを出したっていいじゃないですか、そういう遠大なものを。計画を出すのは安心感なんですよ。二十カ年計画をつくってほしい。それで、四分の一前期五カ年計画を出していくというこのほうが安心なんですよ。むしろこれは前提としては、一応これが完成した際には新しい新五カ年計画をつくろうという気持ちでいるでしょう。勇気を持って打ち出せばいいのですよ、計画的な治水事業というものを。

それから、もう一つ何っておきまして、かつての十カ年計画で、その計画の完成率、これはおそろく災害費を控除して、一応計画されたものからどのくらい仕事をしておるか。仕越し仕事はどのくらいになるか。足りないければ問題になります。おそろく仕越し仕事をやってるに違いない、よりよき予算を配分していると思いませんか。それはどのくらいあるか。これもひとつ資料

で出してください、仕越し工事がどのくらいあるか。

○政府委員(上田稔君) 資料としてお出ししたんですが、大体いま持っておりますので、事業費というもので申し上げますと、実施の額は、昭和三十五年度は一〇一%の予算をいただいております。このときには、三十五年の単価で積算をいたしておりますので、そのまゝのものが大体できております。それから三十六年度いきましたと、実施額は一〇六%になっております。しかし、物価の変動がございまして、それを直しますと九九%でございまして、それから三十七年度で申し上げますと、一〇九%でございまして、変動を考えると九七%、それから三十八年度が一三%でございまして、変動を考えると九七%でございまして、それから三十九年度が一八%でございまして、変動を考えると九九%ということになるわけでございます。したがって、まあこういうふうにして少く下回っておりますのでございまして、予算上は、つまり初めの計画のもし積算でいまして、そうして単に物価だけの変動を少し加味して考えると、予算が少し少ない目に出ているのでございまして、この程度の変動といえますか、差といものは、諸君差額であるとか、あるいはまた石積み工法を考へておりましたのが、これはコンクリートブロックでもいいのじゃないかというふうになくふりもいたしておりますので、そういうことを考へまして、大体予定どおりの工事ができているのじゃないかというふうに考へております。

○委員長(安田敏雄君) 河川局長、いまの資料は用意できますか、田中君から要求したのは。

○政府委員(上田稔君) 次回までに準備いたします。

○委員長(安田敏雄君) 他に御発言もないようでありまして、本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。
首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案
首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律

第一条 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第二条 第四項及び第五項を次のように改める。

4 この法律で「近郊整備地帯」とは、既成市街地の近郊で、第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。
5 この法律で「都市開発区域」とは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち第二十五条第一項の規定により指定された区域をいう。

第十七条第二項第三号中「イ、ニ、ト及びチに掲げる事項並びに同号ヲ」とを「イ、ホ、チ及びリに掲げる事項並びに同号ヲ」に改め、同項第四号中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同条第三項第一号中「ロ、ハ、ホ及びヘに掲げる事項、同号リに掲げる事項で政令で定めるもの及び」を「ロからニまで、ヘ及びトに掲げる事項、同号ヌに掲げる事項で政令で定めるもの並びに」に改める。

第二十一条第三項第一号中「近郊地帯及び市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同号中リをヌとし、チをリとし、トをテとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。
ニ 電気通信等の通信施設の整備に関する事項

第二十一条第三項第二号を次のように改める。
二 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における前号ロからニまでに掲げる事項又は同号ヘ及びトに掲げる事項
第二十一条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 整備計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。
第二十四条から第二十六条までを次のように改める。
(近郊整備地帯の指定)
第二十四条 委員会は、既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することができる。
2 委員会は、近郊整備地帯を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
3 近郊整備地帯の指定は、委員会が委員会規則の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。
(都市開発区域の指定)
第二十五条 委員会は、既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として発展させることを適当とする区域を都市開発区域として指定することができる。
2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。
第二十六条 前二条に定めるもののほか、近郊整備地帯内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関し必要な事項は、別に法律で定める。

第二十一条第三項第二号を次のように改める。
二 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における前号ロからニまでに掲げる事項又は同号ヘ及びトに掲げる事項
第二十一条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 整備計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。
第二十四条から第二十六条までを次のように改める。
(近郊整備地帯の指定)
第二十四条 委員会は、既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することができる。
2 委員会は、近郊整備地帯を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
3 近郊整備地帯の指定は、委員会が委員会規則の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。
(都市開発区域の指定)
第二十五条 委員会は、既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として発展させることを適当とする区域を都市開発区域として指定することができる。
2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。
第二十六条 前二条に定めるもののほか、近郊整備地帯内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関し必要な事項は、別に法律で定める。

首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
目次中「第二節 測量、調査及び土地の収用等(第八条―第十七条)」を「第二節 測量、調査及び土地の取得等(第八条―第十七条)」と、計画及び処分管理計画(第十八条―第十八条の二)に、「第十八条」を「第十九条」に、「第三十条」を「第三十条の三」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第一条中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内及び都市開発区域内」に、「市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に、「市街地開発区域を工業都市又は住居都市」を「近郊整備地帯において計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全し、及び都市開発区域を工業都市、住居都市その他の都市に改める。」
第二条第一項中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内又は都市開発区域内」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「市街地開発区域事業計画」を「近郊整備地帯事業計画」又は「都市開発区域事業計画」に、「第四項」を「第五項」に、「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発

整備地帯内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関し必要な事項は、別に法律で定める。

首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
目次中「第二節 測量、調査及び土地の収用等(第八条―第十七条)」を「第二節 測量、調査及び土地の取得等(第八条―第十七条)」と、計画及び処分管理計画(第十八条―第十八条の二)に、「第十八条」を「第十九条」に、「第三十条」を「第三十条の三」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第一条中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内及び都市開発区域内」に、「市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に、「市街地開発区域を工業都市又は住居都市」を「近郊整備地帯において計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全し、及び都市開発区域を工業都市、住居都市その他の都市に改める。」
第二条第一項中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内又は都市開発区域内」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「市街地開発区域事業計画」を「近郊整備地帯事業計画」又は「都市開発区域事業計画」に、「第四項」を「第五項」に、「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発

整備地帯内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関し必要な事項は、別に法律で定める。

首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
目次中「第二節 測量、調査及び土地の収用等(第八条―第十七条)」を「第二節 測量、調査及び土地の取得等(第八条―第十七条)」と、計画及び処分管理計画(第十八条―第十八条の二)に、「第十八条」を「第十九条」に、「第三十条」を「第三十条の三」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第一条中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内及び都市開発区域内」に、「市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に、「市街地開発区域を工業都市又は住居都市」を「近郊整備地帯において計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全し、及び都市開発区域を工業都市、住居都市その他の都市に改める。」
第二条第一項中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内又は都市開発区域内」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「市街地開発区域事業計画」を「近郊整備地帯事業計画」又は「都市開発区域事業計画」に、「第四項」を「第五項」に、「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発

整備地帯内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関し必要な事項は、別に法律で定める。

首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
目次中「第二節 測量、調査及び土地の収用等(第八条―第十七条)」を「第二節 測量、調査及び土地の取得等(第八条―第十七条)」と、計画及び処分管理計画(第十八条―第十八条の二)に、「第十八条」を「第十九条」に、「第三十条」を「第三十条の三」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第一条中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内及び都市開発区域内」に、「市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に、「市街地開発区域を工業都市又は住居都市」を「近郊整備地帯において計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全し、及び都市開発区域を工業都市、住居都市その他の都市に改める。」
第二条第一項中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内又は都市開発区域内」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「市街地開発区域事業計画」を「近郊整備地帯事業計画」又は「都市開発区域事業計画」に、「第四項」を「第五項」に、「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発

区域整備計画」に、「市街地開発区域」を「それぞれ近郊整備地帯又は都市開発区域」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律で「都市開発区域」とは、法第二十五條第一項の規定により指定された区域をいう。

第二條に次の一項を加える。

9 この法律で「公共施設」とは、道路、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

第三條の見出し中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯等」に改め、同條第一項中「市街地開発区域」を「都市開発区域」に改め、同條第二項中「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画」に改め、同條に次の二項を加える。

3 前項の場合において、建設大臣が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十八條第一項、第五十條第一項若しくは第三項、第五十二條第一項、第五十六條第一項、第五十九條第一項、第五十九條の二第一項、第六十條第一項又は第六十八條第一項の規定により、都市計画の施設として、地域、地区又は街区の指定をするときは、同法第四十八條第二項及び第五十九條の三第二項中「関係市町村」とあるのは、「関係都県知事」とする。

4 前項の場合において、都県知事が建築基準法の規定により地域、地区又は街区の指定の申出をしようとするときは、関係市町村の意見をきかなければならない。

第四條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次に掲げる区域内にあつて、それぞれ当該区域の整備発展の中核となるべき相当規模の区域であること。

イ 近郊整備地帯内において工業市街地として整備することが適当な区域

ロ 工業都市として発展させることが適当な都市開発区域

二 前号イの区域については近郊整備地帯整備計画が、同号ロの区域については当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画が整備されていること。

第四條第一項第四号中（昭和二十五年法律第二百一十一号）を削る。

第七條第二項中「都県、都県の加入する一部事務組合（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四條第一項に規定する一部事務組合をいう。以下同じ。）を「地方公共団体」に改める。

第二章第二節の節名中「収用等」を「取得等」に改める。

第十四條の次に次の三條を加える。

（事業の施行について周知させるための措置）第十四條の二 第七條第二項の申出をしたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定める事項を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、自己が工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物（以下「土地建物等」という。）の有償譲渡について、次條の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する工業団地造成事業の概要について、その施行すべき土地の区域内の土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。

（土地建物等の先買）第十四條の三 前條の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金

銭に見積もつた額。以下この条において同じ。）及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）第四十六條（同法第五十六條の十四において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買収する旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

3 第一項の届出をした者は、前項の期間（その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買収しない旨の通知をしたときは、その時点までの期間）内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

（土地の買取請求）第十四條の四 都市計画事業として決定された工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地の所有者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、当該土地を時価で買収するべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつてゐる場合及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により買収するべき価額については、施行者と土地の所有者とが協議しななければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、施行者又は土地の所有者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

4 前項の規定による収用委員会の裁決及びそ

の裁決に不服がある場合の訴えについては、土地収用法第九十四條第三項から第十二項まで及び第三百三十三條の規定の例による。

第二章第二節中第十七條の次に次の一條を加える。

（生活再建のための措置）

第十七條の二 施行者は、工業団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失ふこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第十八條を削り、第二章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 事業計画及び処分管理計画（事業計画）

第十八條 施行者は、建設省令が定めるところにより、工業団地造成事業に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を定めなければならない。

2 施行者は、事業計画を定めたときは、建設省令で定めるところにより、これを建設大臣に届け出なければならない。事業計画を変更したときも、同様とする。

3 施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画又はその変更に関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

（処分管理計画）

第十八條の二 施行者である地方公共団体又は日本住宅公団は、首都圏整備委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「処分管理計画」という。）を定めなければならない。

2 施行者である地方公共団体又は日本住宅公

団は、処分管理計画を定めるときは、委員会規則で定めるところにより、これを首都圏整備委員会に届け出なければならない。

3 首都圏整備委員会は、前項の届出があつた場合においては、関係行政機関の長の意見をきき、この法律及び近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該処分管理計画の変更を求めることができる。

4 前二項の規定は、施行者である、又は施行者であつた地方公共団体又は日本住宅公団（以下「地方公共団体等」と総称する。）が処分管理計画を変更した場合に準用する。

5 前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

（工事の完了の公告）

第十九条 施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事（事業計画で特に定める工事を除く）を完了したときは、遅滞なく、その旨を都県知事（施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

2 都県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合していると認めるときは、遅滞なく、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

第二十条 第一項中「都県等」を「地方公共団体等」に、「造成敷地等処分管理計画」を「処分管理計画」に改め、同条第二項中「都県等（日本住宅公団を除く。以下この項において同じ。）を「地方公共団体」に、「造成工場敷地」を「造成敷地等」に、「都県等の」を「地方公共団体の」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理）

第二十条の二 工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その

公共施設は、第十九条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分管理計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2 地方公共団体等は、第十九条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 地方公共団体等は、第十九条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により地方公共団体等からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第二十条の三 工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第十九条第二項の公告の日の翌日において地方公共団体等に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分管理計画が特別の定めをした

ものを除き、第十九条第二項の公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者（その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体）に帰属するものとする。

第二十一条 第二十三条及び第二十四条中「都県等」を「地方公共団体等」に改める。

第二十五条 第一項中「第十九条の公告があつた日」を「第十九条第二項の公告の日の翌日」に、「都県等」を「地方公共団体等」に改める。

第二十六条 第一項中「都県等は、造成工場敷地を譲渡したときは、当該造成工場敷地を、地方公共団体等は、第十九条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地」に、「当該造成工場敷地を」を「当該造成工場敷地の存する区域を」に改め、同条第二項中「第十九条の公告があつた日」を「第十九条第二項の公告の日の翌日」に改め、同条第三項中「都県等」を「地方公共団体等」に、「第十九条の公告があつた日」を「第十九条第二項の公告の日の翌日」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（書類の送付に代わる公告）

第二十七条の二 施行者又は地方公共団体等は、工業団地造成事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

第二十八条 第一項中「施行者の行なう工事が工業団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容」を「施行者が定めた事業計画又は施行者が行なう工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは

工業団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容又は事業計画」に、「その工事中止又は」を「事業計画の変更又は工事中止若しくは」に改め、同条第二項中「都県若しくは都県の加入する一部事務組合若しくはそれらの長」を「地方公共団体若しくはその長」に改める。

第二十九条 第一項中「建設大臣は、施行者に対して、」を「建設大臣は施行者に対して、都県知事は施行者である市町村に対して、それぞれその施行する」に改め、同条第二項中「首都圏整備委員会は、都県若しくは都県の加入する一部事務組合若しくはそれらの長又は日本住宅公団に対して、」を「首都圏整備委員会は地方公共団体若しくはその長又は日本住宅公団に対して、都県知事は施行者である、若しくは施行者であつた市町村又はその長に対して、それぞれその行なう」に改める。

第三十条 中「都県等」を「地方公共団体等」に改める。

（不動産登記法の特例）

第三十条の二 工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の特例を定めることができる。

（政令への委任）

第三十条の三 この章に特に定めるもののほか、この章の規定によりすべき公告の方法その他この章の規定の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第三十一条 第三十三条までの規定中「市街地開発区域事業計画」を「近郊整備地帯事業計画又は都市開発区域事業計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第三十三条の二 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百六十六号）第五条の規

定その他政令で定める法律の規定が適用される場合を除き、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合において、これらと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り、）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第三十四条第一項中「工業都市として発展させることを適当とする市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内又は都市開発区域内」に、「当該市街地開発区域内に係る市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画」に改める。

第三十五条第一項中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯又は都市開発区域」に改め、同条第二項中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内又は都市開発区域内」に、「当該市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域整備計画」に改める。

「近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。
（大都市の特例）

第三十五条の二

この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務のうち、第三条第三項の規定によるもの及び工業団地造成事業に関するもの（都県が施行する工業団地造成事業に係るものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）において、指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都県知事に關する規定（第三条第四項を除く。）は、指定都市の長に關する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第三十九条を第四十条とし、第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十四条の三第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した者

二 第十四条の三第一項の届出について、虚偽の届出をした者

三 第十四条の三第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地建物等を譲り渡した者

四 第二十五条第一項の承認について、虚偽の申請をした者

附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第一条の規定
二 第二条中首都圏市街地開発区域整備法の題名並びに同法第一条から第三条まで、第四条第一項第一号及び第二号並びに第三十一条から第三十五条までの改正規定（第三十三条の次に一条を加える改正規定を含む、）第三条に二項を加える改正規定及び第三十五条の次に一条を加える改正規定を除く。）

（経過措置）

2 首都圏整備委員会は、前項ただし書の政令で定める日前においても、同項第一号及び第二号に掲げる規定による改正後の規定の施行の準備のため必要な限度において、近郊整備地帯及び都市開発区域の指定並びに首都圏整備計画の改定のため必要な手続その他の行為を改正後の規定の例によりすることが出来る。ただし、従前の市街地開発区域の区域により都市開発区域を指定し、かつ、当該都市開発区域に係る整備計画を当該市街地開発区域に係る整備計画と同一の内容に定めようとするときは、首都圏整備委員会規則の定めるところにより、その旨を告示すれば足りるものとする。

3 この法律の施行の際現に施行されている工業団地造成事業については、この法律による改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律第十四条の二から第十四条の四までの規定は、適用せず、また、政令で同法中事業計画及び処分管理計画に關する規定並びに工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合の公共施設の管理及び公共施設の用に供する土地の歸属に關する規定を適用しない旨を定め、又はこれらの規定の特例を定めることができる。

4 附則第一項ただし書の政令で定める日までの間は、この法律による改正後の首都圏市街地開発区域整備法第十八条第三項中「公共施設」とあるのは、「公共施設（道路、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。以下同じ。）」と、前項及び附則第六項の規定による改正後の公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）中「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律」とあるのは「首都圏市街地開発区域整備法」とする。

（都市計画法の一部改正）
5 都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。
都市計画区域内ニ於ケル工業市街地ヲ整備シ又ハ工業都市トシテ發展セシムルコトヲ適當トスル首都圏整備法第二条第四項ノ近郊整備地帯内又ハ同条第五項ノ都市開発区域内ノ土地ニ付テハ其ノ近郊整備地帯又ハ都市開発区域ノ整備發展ヲ図ル為首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律ノ定ムル所ニ依リ工業団地造成事業ヲ施行スルコトヲ得

（公有水面埋立法の一部改正）
6 公有水面埋立法の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「土地區画整理法」の下に「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律」を加える。

第二十六条中「土地區画整理法第一百五條」の下に「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律第二十條の三」を加える。

（地方自治法の一部改正）
7 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の四及び別表第二第二号（二）の三中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯又は都市開発区域」に改める。

別表第三第一号（一）の五及び別表第四第二号（一）の二中「首都圏市街地開発区域整備法」を「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律」に改める。

（建設省設置法の一部改正）
8 建設省設置法（昭和二十三年法律百十三号）

める公共の用に供する施設をいう。以下同じ。）」と、前項及び附則第六項の規定による改正後の公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）中「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律」とあるのは「首都圏市街地開発区域整備法」とする。

（都市計画法の一部改正）

5 都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。
都市計画区域内ニ於ケル工業市街地ヲ整備シ又ハ工業都市トシテ發展セシムルコトヲ適當トスル首都圏整備法第二条第四項ノ近郊整備地帯内又ハ同条第五項ノ都市開発区域内ノ土地ニ付テハ其ノ近郊整備地帯又ハ都市開発区域ノ整備發展ヲ図ル為首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律ノ定ムル所ニ依リ工業団地造成事業ヲ施行スルコトヲ得

（公有水面埋立法の一部改正）
6 公有水面埋立法の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「土地區画整理法」の下に「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律」を加える。

第二十六条中「土地區画整理法第一百五條」の下に「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律第二十條の三」を加える。

（地方自治法の一部改正）
7 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の四及び別表第二第二号（二）の三中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯又は都市開発区域」に改める。

別表第三第一号（一）の五及び別表第四第二号（一）の二中「首都圏市街地開発区域整備法」を「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律」に改める。

（建設省設置法の一部改正）
8 建設省設置法（昭和二十三年法律百十三号）

の一部を次のように改正する。

第三条第五号の十中「首都圏市街地開発区域整備法」を「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

9 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「首都圏市街地開発区域整備法」を「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」に改める。

(水資源開発促進法の一部改正)

10 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 首都圏整備計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が首都圏整備委員会と審議会の意見をきいて行なうものとする。